次

目

則

規

○教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正す

○県職員宿舎規則の一部を改正する規則 職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則

○核燃料税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 ○産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

○公有財産規則の一部を改正する規則

)県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則

訓 令

○保健所等の職員の任命に関する規程

宮

○附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

○勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正

○文書規程の一部を改正する訓令 する訓令

(県政情報・文書課)

税

務

課

七 七 七

○宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

則

規

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する

宮城県知事

村

井

嘉

浩

令和二年三月三十一日

○宮城県規則第三十七号

(1)

行 発 宮 城

(総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話022(211)2267

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

0)

(毎週火,金曜日発行)

事 同 課 ページ 十三条の二第八項」を「第二百四十三条の二の二第八項」に改める。 基金条例第一条に規定する東日本大震災みやぎこども育英基金」を加え、 部を次のように改正する。 第二条の表教育委員会の項第十一号中「修学」を「修学等」に改める。 第五条第七項中「第二百四十三条の二」を「第二百四十三条の二の二」に改める 職員等の旅費支給規則の この規則は、 第六条第一項第十号中「規定するスポーツ振興基金」の下に「及び東日本大震災みやぎこども育英 教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則(昭和五十一年宮城県規則第六十号)

同項第十二号中

「第二百四

附

則

令和一

一年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

一部を改正する規則をここに公布する。

入

職員厚生課)

務 課

○宮城県規則第三十八号

(税

同

財 課

入

事

課

Ŧī.

同

七

別表第一(その一)

宮城県知事

村

井

嘉

浩

職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則

職員等の旅費支給規則(昭和三十五年宮城県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

給与条例第22条 に規定する職員 給与条例第25条 に規定する職員 5級 4級 3級 2級の17号俸以 上 2級の16号俸以 上版 下 1級 全職員

を

改める。 給与条例第25条 に規定する職員 5級 4級 3級 2級の17号俸以 上 2級の16号俸以 下 1級 に

附 則

この規則は、 令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

県職員宿舎規則の一部を改正する規則をここに公布する。

宮城県知事 村 井 嘉

浩

○宮城県規則第三十九号

県職員宿舎規則の一部を改正する規則

県職員宿舎規則(昭和四十九年宮城県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

を要するものに限る。」に改め、同号ロ中「職員」の下に「(地方公務員法第二十二条の二第一項第一 百六十一号)第三条第三項第一号及び第一号の二に掲げる職にある者のうち、 二条第一号イ中「別に定める非常勤の職員を含む。」を「地方公務員法 (昭和二十五年法律第1 常時勤務に服すること

号に掲げる職員を除く。)」を加える。

この規則は、 令和二年四月一日から施行する。

産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井

嘉

浩

○宮城県規則第四十号

産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

産業廃棄物税条例の一部を改正する条例(令和元年宮城県条例第六十九号)の施行期日は、 令和二

年三月三十一日とする。

核燃料税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 一年三月三十一日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

○宮城県規則第四十一号

核燃料税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

核燃料税条例の一部を改正する条例(令和元年宮城県条例第七十号)の施行期日は、令和二年三月

三十一日とする。

県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

令和二年三月三十一日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

○宮城県規則第四十二号

県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則

県税に関する証明等手数料条例施行規則(昭和三十四年宮城県規則第七十四号)の一部を次のよう

に改正する。 附則第二項中 「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

○宮城県規則第四十三号

宮城県知事

村

井

嘉

浩

公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則(昭和三十九年宮城県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第三項に後段として次のように加える

この場合において、個人が連帯保証人となるときは、 当該連帯保証人が保証する極度額を貸付契

約書に記載させなければならない

第二十九条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項に後段として次のように加え、 同

この場合においては、前項の規定を準用する。

項を同条第五項とする。

第二十九条第三項の次に次の一項を加える。

- 当該貸付契約に基づく債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
- は、その旨及びその内容 当該貸付契約に基づく債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるとき

第五十四条中「提供させ」の下に「、及び連帯保証人を立てさせ」を加え、同条に次の二項を加え

3 する場合であつて、個人が連帯保証人となる場合は、連帯保証人に対し、次に掲げる事項に関する して売買契約書に連署させなければならない。 前項の規定により連帯保証人を立てさせる場合は、相当の資力又は信用のある者を連帯保証人と 延納の特約をしようとする者は、売払代金等に係る公有財産の全部又は一部を事業のために使用

財産及び収支の状況

情報を提供しなければならない

一 当該延納の特約に係る契約に基づく債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行

があるときは、その旨及びその内容 当該延納の特約に係る契約に基づく債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするもの

様式第十号備考に次のように加える。

おいては、別紙を添付してへだかい 借受財産の全部又は一部を事業のために使用する場合で、新連帯保証人が個人である場合に

様式第十号に別紙として次のように加える。

別紙

個人が

下記1から3までの情報の提供を行い、連帯保証人は、当該情報について提供を受け、理解したこ 借受人は、連帯保証人に対して保証委託をするに先立ち、民法第465条の10第1項各号に基づき

- 借受人の財産及び収支の状況
- 借受人が貸付契約に基づく債務(主債務)以外に負担している債務の有無並びにその額及び履
- (1) 貸付契約に基づく債務 (主債務) 以外に負担している債務の有無
- (2) (1)が有の場合、その金額(必要に応じて、資金使途、金利、履行条件等)
- (3) (1)が有の場合、履行状況(遅延の有無、遅延履歴及び期限の利益喪失の有無

借受人が貸付契約に基づく債務(主債務)の担保として他に提供し、又は提供しようとするも

のがあるときは、その旨及びその内容

(1) 貸付契約に基づく債務(主債務)の担保として他に提供し、又は提供しようとするものの有

(2) (1)が有の場合、その内容

宮城県知事 礟

借受人 併 H Ш

住所 氏名

連帯保証人 住所

併

H

Ш

氏名

프

哥

(4) 様式第二十二号に別紙として次のように加える。 様式第二十二号備考を次のように改める。 場合は、別紙を添付すること。 買受人及び連帯保証人の印については、印鑑証明書を添付すること。 買受(交換)物件の全部又は一部を事業のために使用する場合で、連帯保証人が個人である 別紙 とを確認する。 3 買受人が売買等の契約に基づく債務(主債務)の担保として他に提供し、又は提供しようとす 下記1から3までの情報の提供を行い,連帯保証人は,当該情報について提供を受け,理解したこ (1) 売買等の契約に基づく債務(主債務)以外に負担している債務の有無 (2) (1)が有の場合、その金額(必要に応じて、資金使途、金利、履行条件等) 宮城県知事 (2) (1)が有の場合、その内容 (1) 売買等の契約に基づく債務(主債務)の担保として他に提供し、又は提供しようとするもの るものがあるときは、その旨及びその内容 (3) (1)が有の場合、履行状況(遅延の有無、遅延履歴及び期限の利益喪失の有無) び履行状況 買受人は、連帯保証人に対して保証委託をするに先立ち、民法第465条の10第1項各号に基づき 買受人の財産及び収支の状況 連帯保証人 買受人 買受人が売買等の契約に基づく債務(主債務)以外に負担している債務の有無並びにその額及 併 併 氏名 住所 住所 氏名 H Д Ш Ш 颬 哥 哥

令和2年3月31日

(5)

附 則 一年四月一日から施行する。

この規則は、

令和一

訓

令

甲

○宮城県訓令甲第十号

保健所等の職員の任命に関する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

保健所等の職員の任命に関する規程 宮城県知事

村

井

嘉

浩

保健所の職員の任命に関する規程(平成十二年宮城県訓令甲第十九号)の全部を改正する。

第一条 次の表の上欄に掲げる組織において同表の下欄に掲げる職に補され、担当を命ぜられた者 政策調查員

その辞令をもって、震災復興・企画部震災復興政策課の政策調査員に補されたものとする。

組織	職
総務部人事課	課長補佐(総括担当)
総務部財政課	課長補佐(総括担当)
震災復興・企画部震災復興・企画総務課	課長補佐(総括担当)
環境生活部環境生活総務課	課長補佐(総括担当)
保健福祉部保健福祉総務課	課長補佐(総括担当)
経済商工観光部経済商工観光総務課	課長補佐(総括担当)
経済商工観光部富県宮城推進室	室長補佐(総括担当)
農政部農政総務課	課長補佐(総括担当)
農政部農業政策室	室長補佐(総括担当)
水産林政部水産林政総務課	課長補佐(総括担当)

土木部土木総務課 水産林政部水産林業政策室 課長補佐 (総括担当)、 室長補佐(総括担当) 土木政策専門監

に補されたものとする。 命ぜられている場合は、所属長の指名を受けた者が震災復興・企画部震災復興政策課の政策調査員 前項の表の上欄に掲げる組織において、複数の者が同表の下欄に掲げる一の職に補され、 担当を

2

(食の安全安心推進員)

第二条 次に掲げる組織の課長補佐又は室長補佐の職に補され、総括担当を命ぜられた者は、その辞 令をもって、環境生活部食と暮らしの安全推進課の食の安全安心推進員に補されたものとする。

- 保健福祉部疾病·感染症対策室
- 保健福祉部薬務課
- 農政部農政総務課
- 農政部食産業振興課

四

- 農政部農山漁村なりわい課
- 農政部農業振興課
- 農政部みやぎ米推進課
- 農政部園芸振興室

八 七 六 Ŧī.

農政部畜産課

九

- 水産林政部水産林政総務課
- 水産林政部水産業振興課
- 水産林政部林業振興課 水産林政部水産業基盤整備課
- 前項各号に掲げる組織において、複数の者が課長補佐又は室長補佐の職に補され、総括担当を命

第三条 次の表の上欄に掲げる保健福祉事務所又はその支所(以下「保健福祉事務所等」という。) の職に補され、当該保健福祉事務所等に勤務を命ぜられ、又は当該保健福祉事務所等において担当 ぜられている場合は、所属長の指名を受けた者が環境生活部食と暮らしの安全推進課の食の安全安 心推進員に補されたものとする。 (保健所)

をもって、それぞれ同表の下欄に掲げる保健所又はその支所(以下「保健所等」という。)の職に を命ぜられた者(当該保健福祉事務所等の生活保護に関する事務を行う者を除く。)は、その辞令

1	44
l	補さい
l	*
l	n
l	11
l	. `
l	业
l	===
l	該
l	42
l	//\ //*
l	煡
l	訴
l	121
l	等
l	1-
l	V-
l	動
l	3/2
l	133
ĺ	を
Ĺ	該保健所等に勤務を命ぜられ、又は当該
ĺ	प्रा
l	ぜ
l	ے
l	り
l	ħ
l	",
l	77
l	X
l	17
l	10
l	当
l	該
l	胎
l	1禾
l	健
l	#C
l	꺼
l	垒
l	該保健所等におい
l	V-
l	お
l	1.5
l	Ų 4
l	て
l	ŧΠ
l	14
l	担当を
l	た
l	~
l	命
ĺ	扩
ĺ	ے
ĺ	り
ĺ	を命ぜられた
ĺ	7-
ĺ	/3
ĺ	4.
ĺ	0
	()
ĺ	上
ĺ	チ
Ĺ	9
	<i>⟨</i> ∂

保健福祉事務所等	保健所等
仙南保健福祉事務所	仙南保健所
仙台保健福祉事務所	塩釜保健所
仙台保健福祉事務所岩沼支所	塩釜保健所岩沼支所
仙台保健福祉事務所黒川支所	塩釜保健所黒川支所
北部保健福祉事務所	大崎保健所
北部保健福祉事務所栗原地域事務所	栗原保健所
東部保健福祉事務所	石卷保健所
東部保健福祉事務所登米地域事務所	登米保健所
気仙沼保健福祉事務所	気仙沼保健所

別に任命する。
2 前項の規定にかかわらず、保健所等の所長、支所長その他知事が特に必要があると認める者は、

(農業改良普及センター)

欄に掲げる農業改良普及センターに勤務を命ぜられたものとする。 (以下「地方振興事務所(地域事務所)農業振興部に設める者に限る。) は、その辞令をもってそれぞれ同表の下部において担当を命ぜられた者(別に定める者に限る。) は、その辞令をもってそれぞれ同表の下部において担当を命ぜられた者(別に定める者に限る。) は、その辞令をもってそれぞれ同表の下部において担当を命ぜられた者(別に定める者に限る。) は、その辞令をもってそれぞれ同表の下部において担当を命ぜられたものとする。

仙台地方振興事務所農業振興部	大河原地方振興事務所農業振興部	地方振興事務所(地域事務所)農業振興部
又は亘理農業改良普及センター仙台農業改良普及センター	大河原農業改良普及センター	農業改良普及センター

北	部地方振興事務所農業振興部	又は美里農業改良普及センター大崎農業改良普及センター
-IV	北部地方振興事務所栗原地域事務所農業振興部	栗原農業改良普及センター
亩	東部地方振興事務所農業振興部	石巻農業改良普及センター
亩	東部地方振興事務所登米地域事務所農業振興部	登米農業改良普及センター
与	気仙沼地方振興事務所農業振興部	気仙沼農業改良普及センター

2、別に任命する。 前項の規定にかかわらず、農業改良普及センターの所長その他知事が特に必要があると認める者

(家畜保健衛生所)

れたものとする。 
「欄に掲げる地方振興事務所又はその支所(以下「地方振興事務所等」という。)に勤務を命ぜられ、又は当該家畜保健衛生所において担当を命ぜられた者は、その辞令をもって、それぞれ同表の第五条 次の表の上欄に掲げる家畜保健衛生所の職に補され、当該家畜保健衛生所に勤務を命ぜら

東部地方振興事務所 北部地方振興事務所
地方振興事務所等

- 務を命ぜられたものとする。

  | 一次の表の上欄に掲げる地方振興事務所) 畜産振興部 (以上が一、次の表の上欄に掲げる地方振興事務所) 畜産振興部に対して担当を命ぜられた者は、その辞令をもって、それぞれ同表の下欄に掲げる家畜保健衛生所に対して担当を命ぜられた者は、その辞令をもって、それぞれ同表の下欄に掲げる家畜保健衛生所に動下「地方振興事務所(地域事務所(地域事務所)畜産振興部(以上の表の上欄に掲げる地方振興事務所畜産振興部(以上の表の上欄に掲げる地方振興事務所畜産振興部(以上の表の上欄に掲げる地方振興事務所畜産振興部(以上の表の上欄に掲げる地方振興事務所畜産振興部(以上の表の上欄に掲げる地方振興事務所畜産振興部(以上の表の上欄に掲げる地方振興事務所畜産振興部(以上の表の上欄に掲げる地方振興事務所畜産振興部(以上の表の上欄に掲げる地方振興事務所畜産振興部(以上の表の上欄に掲げる。

東部地方振興事務所畜産振興部 北部地方振興事務所栗原地域事務所畜産振興部 地方振興事務所 (地域事務所) 畜産振興部 北部家畜保健衛生所 東部家畜保健衛生所 家畜保健衛生所

4 あると認める者は、別に任命する。 前項の規定にかかわらず、前項の表の下欄に掲げる家畜保健衛生所次長その他知事が特に必要が

(水産技術総合センター)

第六条 地方振興事務所水産漁港部の職に補され、当該地方振興事務所水産漁港部に勤務を命ぜら る者は、その辞令をもって、水産技術総合センターに勤務を命ぜられたものとする 普及に関する事務等を分掌する班に所属し、沿岸漁業等の技術の改良普及に関する事務等を担当す 又は当該地方振興事務所水産漁港部において担当を命ぜられた者で、沿岸漁業等の技術の改良

(林業技術総合センター)

第七条 する事務等を担当する者は、その辞令をもって、林業技術総合センターに勤務を命ぜられたものと 振興部に勤務を命ぜられ、 (地域事務所)林業振興部」という。)の職に補され、当該地方振興事務所(地域事務所)林業 地方振興事務所林業振興部又は地方振興事務所地域事務所林業振興部 林業技術の普及指導に関する事務等を分掌する班に所属し、林業技術の普及指導に関 又は当該地方振興事務所 (地域事務所) 林業振興部において担当を命ぜ (以下「地方振興事務

(委任)

第八条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十一号

附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程(昭和五十九年宮城県訓令甲第九号)の一部を次

(7)

のように改正する。

長」を削る。 別表准看護師試験委員の項を削り、同表主要農作物品種審査会の項中「古川農業試験場作物栽培部

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十二号

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め

令和二年三月三十一日

る。

宮城県知事

村

嘉

浩

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

部を次のように改正する。 勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程(昭和五十三年宮城県訓令甲第五号)の

別表第二中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十三号

文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

文書規程の一部を改正する訓令

宮城県知事

村

井

嘉

浩

文書規程(昭和四十三年宮城県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

第五条第四号ロ中「及び」を「、」に改め、「要領」の下に「、請願、陳情、要望及び計画」を加え

を「田林座紫湛裕」に改める 様式第一号(その一)から様式第七号まで、様式第九号、様式第十一号、 様式第十二号、

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十四号

宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

一年三月三十一日

2 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	第12 <sup>-</sup>	号	令和	124	年3	月3	1日	火	曜日	 <u> </u>	均	<b>龙</b>	·		公		報	-									
(昭和二十九年宮城県訓令甲第三十一号)の一部を次のように改正する。 全		田 男 甲 免 環境 在 能 割			軽油引取税		:	用して	: [	F	野甲	<u>}</u>		動車			軽油引取税			自動車取得税		ì	ガモノ		様式第三十五号中	宮城県県税事務取	宮城県県税事
中第三十一号) の一部を次のように改正する。   2 1   2   1   2   1   1   1   1   1				파	蘇	現年	파	離離	現年	파	游樂	現年	파	蘇	現年	파	蘇	現年	파	楽	現年	막	樂	現年	·		務取扱規
中第三十一号) の一部を次のように改正する。   2 1   2   1   2   1   1   1   1   1																										昭和二十二	程の一部を
中第三十一号) の一部を次のように改正する。   2 1   2   1   2   1   1   1   1   1																										九年宮城県	を改正する
2 1																										小訓令甲第	訓令
2 1																										三十一号	
2 1																										の一部を	
2 1																										で次のよう	
2 1 宮 0 0																										に改正す	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					に					 _							を									る。 	
$U^{\sigma}$																							官城県県称事務耶扨 財程の 規定はよる 樹式第三十五号と あなす。	?	_	この訓令は、	(施行期日)